

# 日進市の財政状況



令和7年10月

日進市



## もくじ

### 日進市の財政状況について

(1) 嶸入決算額の推移	・・・・・・	4
(2) 嶌出決算額の推移	・・・・・・	7
(3) 経常収支比率の推移	・・・・・・	9
(4) 財政力指数の推移	・・・・・・	11
(5) 市債及び債務負担行為の推移	・・・・・・	12
(6) 基金の推移	・・・・・・	15
(7) 財政健全化指標	・・・・・・	17
(8) 全国類似団体	・・・・・・	20

※ 数値については、地方財政統計に一般的に用いられる会計単位である普通会計（市の会計のうち、公営事業及び公営企業会計を除いたもの）の数値を用いています。日進市の普通会計は、一般会計と汚水処理事業特別会計を合計したものです。

※ 当資料における各数字は表示単位未満を四捨五入しているため、端数処理の都合上、合計と一致しない場合があります。

※ 令和6年度決算については、「令和6年度 自治行政の実績」をご参照ください。

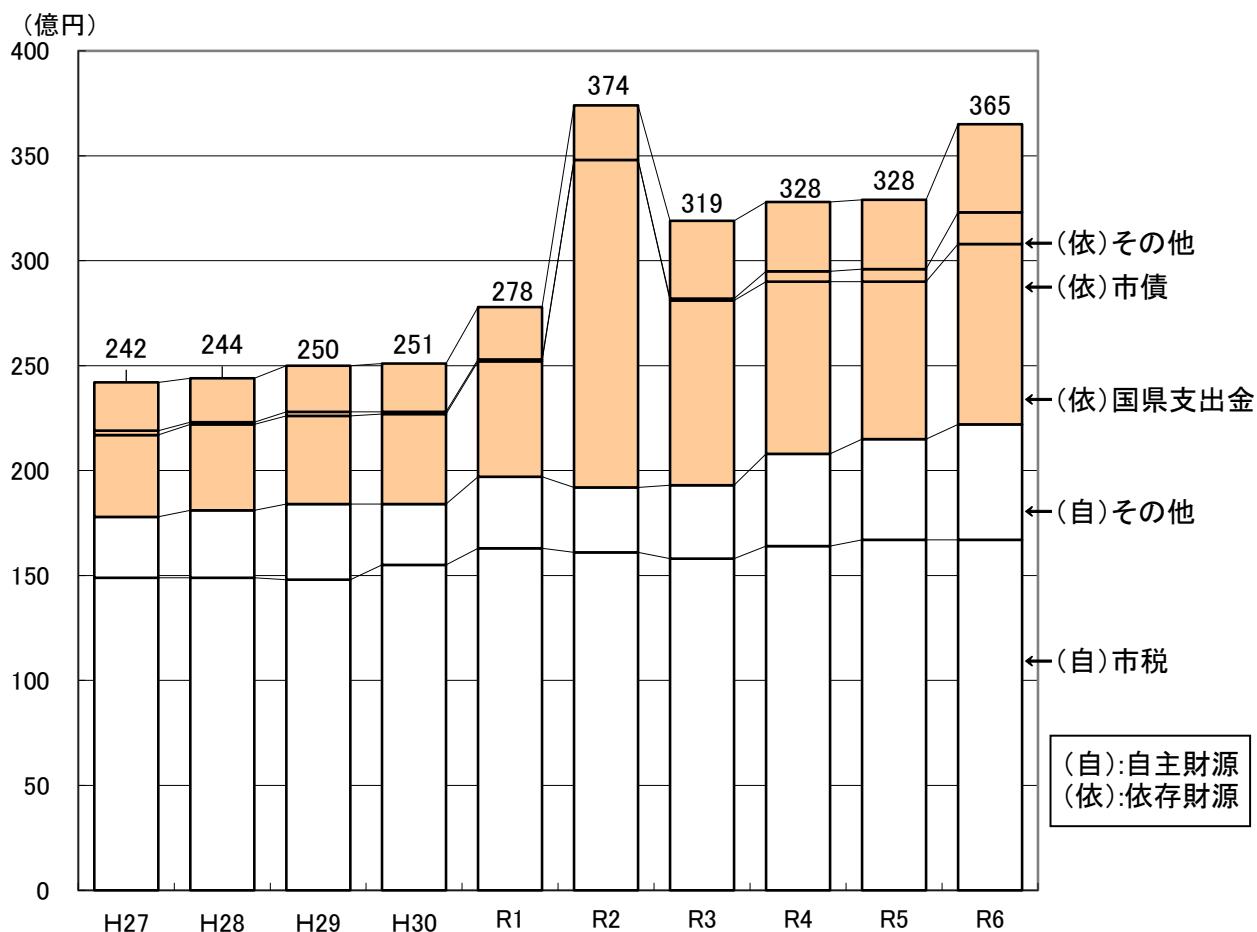
# 日進市の財政状況について

## (1)歳入決算額の推移

本市の過去10年間における歳入決算額の推移は、ここ数年増加傾向にあります。令和6年度は景気回復に伴う企業業績の好調から市税が増加したことなどにより、決算額は約365億円となりました。（図1）

市の歳入を、市が自主的に徴収することができる歳入である「自主財源」と、市債及び各種譲与金・交付金など国や県などの意思決定に基づく歳入である「依存財源」に分けてみると、歳入総額の約60%以上を「自主財源」が占めています。

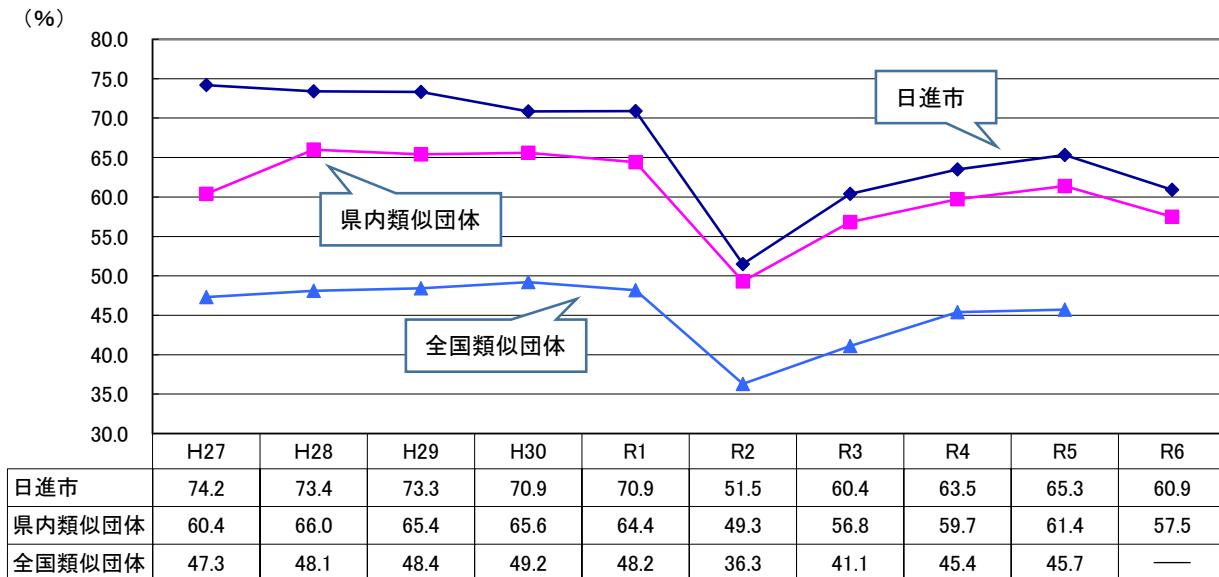
◆歳入決算額の推移(図1)



※ 令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症対策事業等の影響により、例年との比較が困難な統計数値となります。

「自主財源」の比率を全国及び県内類似団体と比較すると、いずれも全国及び県内類似団体の数値を上回っています。（図2）

#### ◆「自主財源」比率の推移:類似団体比較(図2)



歳入は、前述の区分のほかに、使い道が決められている「特定財源」と、決められていない「一般財源等」に分けることができます。

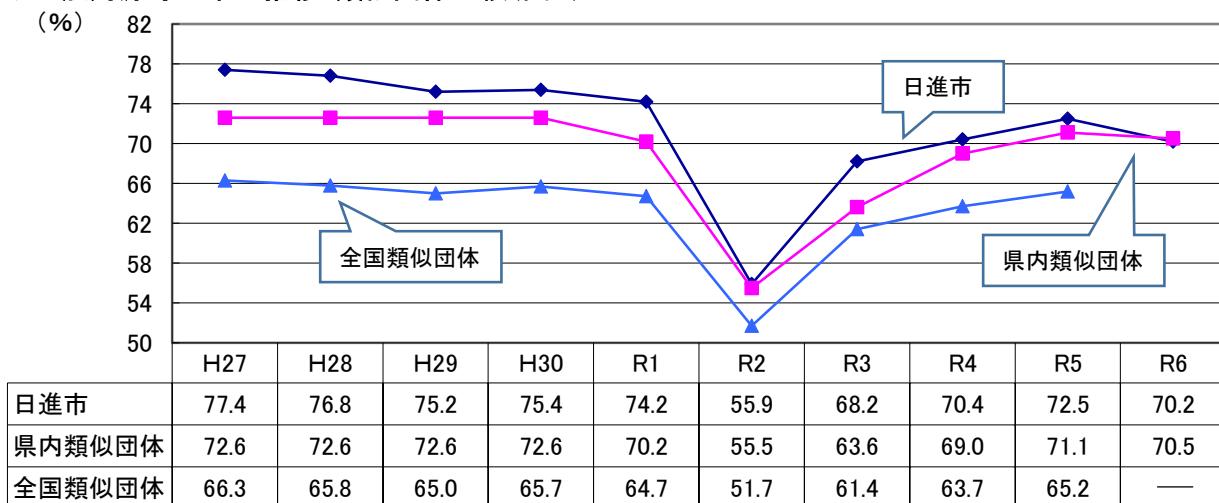
「特定財源」には、各種事業に充てられる国庫・県支出金や建設事業等に充てられる市債等が含まれ、「一般財源等」には、市税、地方交付税及び地方譲与税などが含まれています。

このうち、歳入総額に占める「一般財源等」の割合が多いほど地方公共団体が自動的判断のもとに、地域の実態に即した施策を多く実施することができると言われています。

本市の「一般財源等」の比率は、近年、70%前後で推移しています。

また、「一般財源等」の比率を全国及び県内類似団体と比較すると、令和6年度は県内類似団体の数値よりも低くなりました。（図3）

#### ◆一般財源等比率の推移:類似団体比較(図3)



「一般財源等」の内訳を人口1人当たりの額で比較すると、本市は地方交付税額が大きく下回っており、「一般財源等」の総額についても、全国及び県内類似団体の数値を下回っています。（表1）

#### ◆一般財源等の詳細(表1)

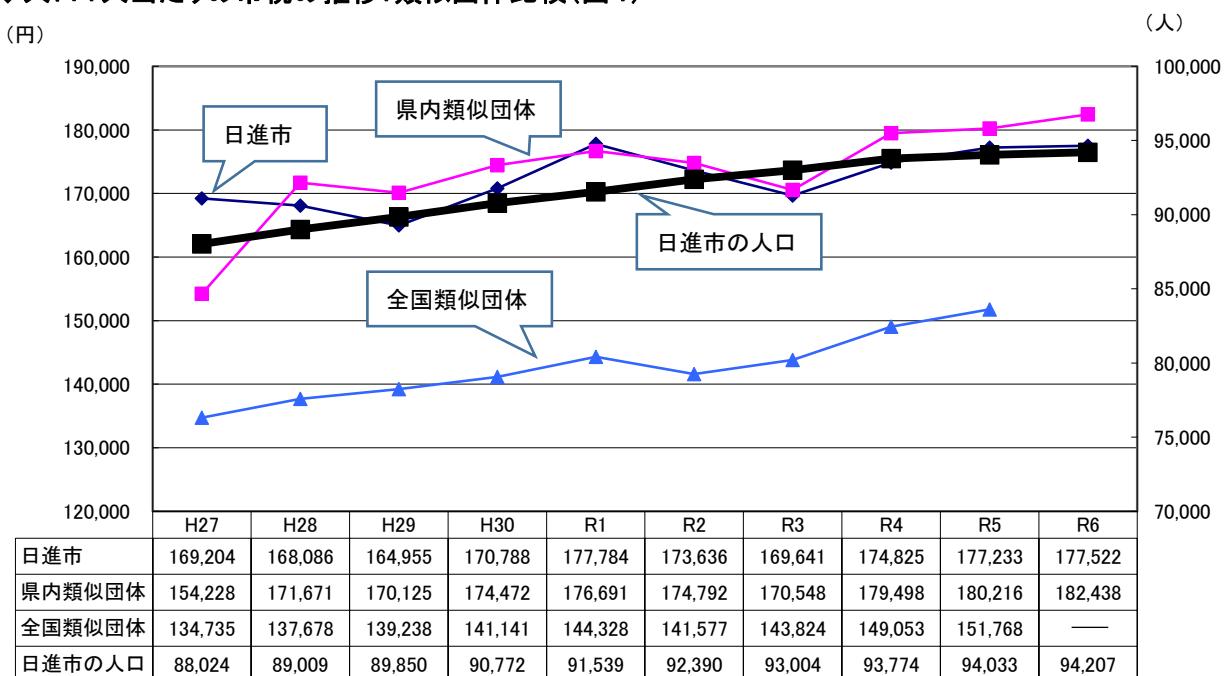
(単位:円)

令和6年度	日進市		県内類似団体		(参考)令和5年度 全国類似団体	
	人口1人当たり額	構成比	人口1人当たり額	構成比	人口1人当たり額	構成比
一般財源等	272,082	70.2%	321,147	70.5%	311,705	65.1%
市税	177,522	45.8%	182,438	40.0%	151,768	31.7%
地方譲与税	2,427	0.6%	2,929	0.6%	3,078	0.6%
交付金	40,403	10.4%	41,242	9.0%	31,165	6.5%
地方交付税	1,515	0.4%	32,409	7.1%	70,172	14.7%
その他一般財源	50,214	12.9%	62,129	13.6%	55,522	11.6%
特定財源	115,758	29.8%	134,638	29.5%	166,687	34.8%
歳入合計	387,840	100.0%	455,785	100.0%	478,392	100.0%

本市の人口1人当たりの市税額をみると、令和6年度は、景気回復に伴う企業業績の好調による法人市民税の増加などにより、増加しました。

また、本市と全国及び県内類似団体の人口1人当たりの市税額の推移を比較すると、人口の増加により、県内類似団体の数値を下回っています。（図4）

#### ◆人口1人当たりの市税の推移:類似団体比較(図4)



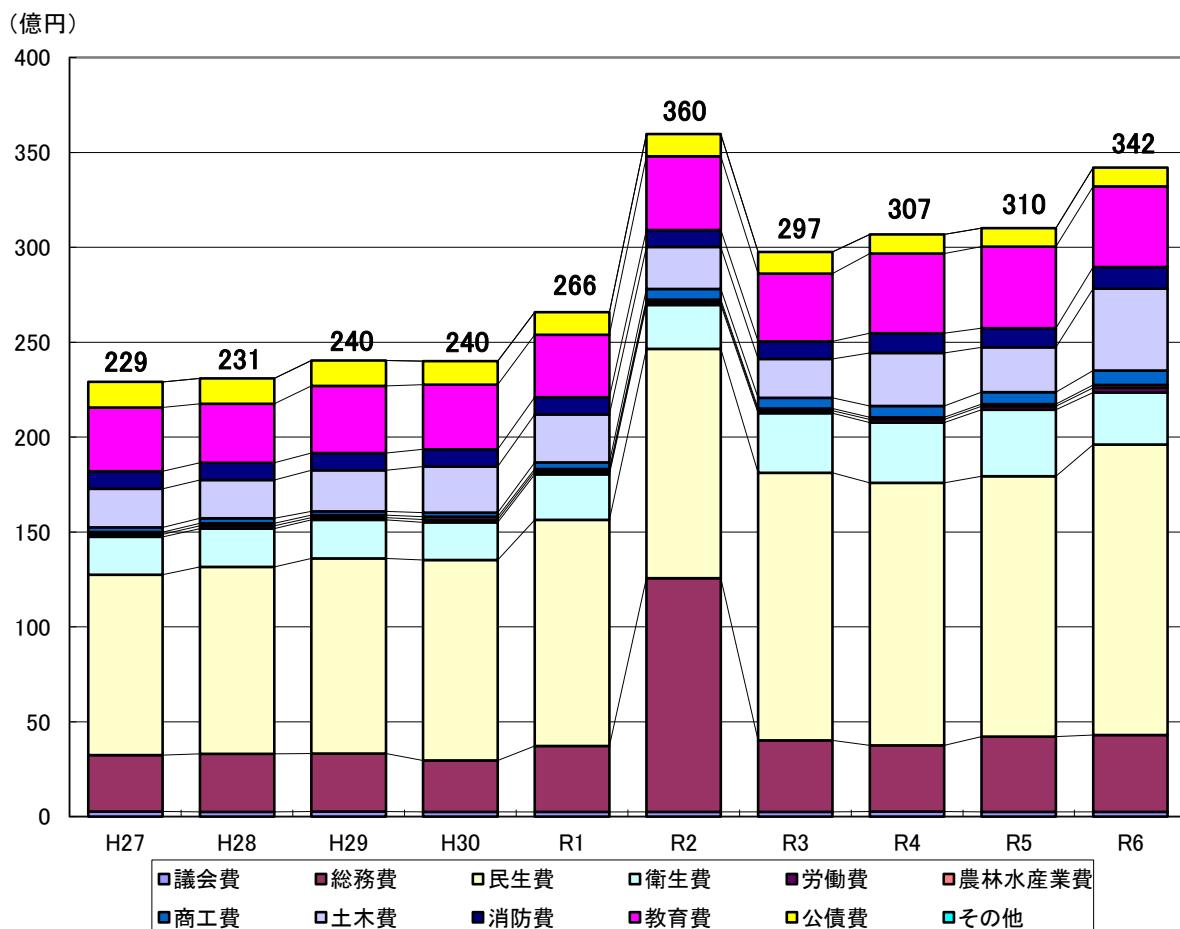
※ 日進市の人口は、住民基本台帳人口(年末算定)のものです。

## (2)歳出決算額の推移

市の歳出（支出）は、福祉、教育、土木などの支出した目的により分類する「目的別」と、その支出が義務的なものか投資的なものなどにより分類する「性質別」に区分することができ、過去10年間の歳出決算額は、増加傾向にあります。

「目的別」歳出決算額は、定額減税補足調整給付金の皆増による民生費の増加及び道の駅整備事業の増加による土木費の増加などにより、決算総額は約342億円となりました。（図5）

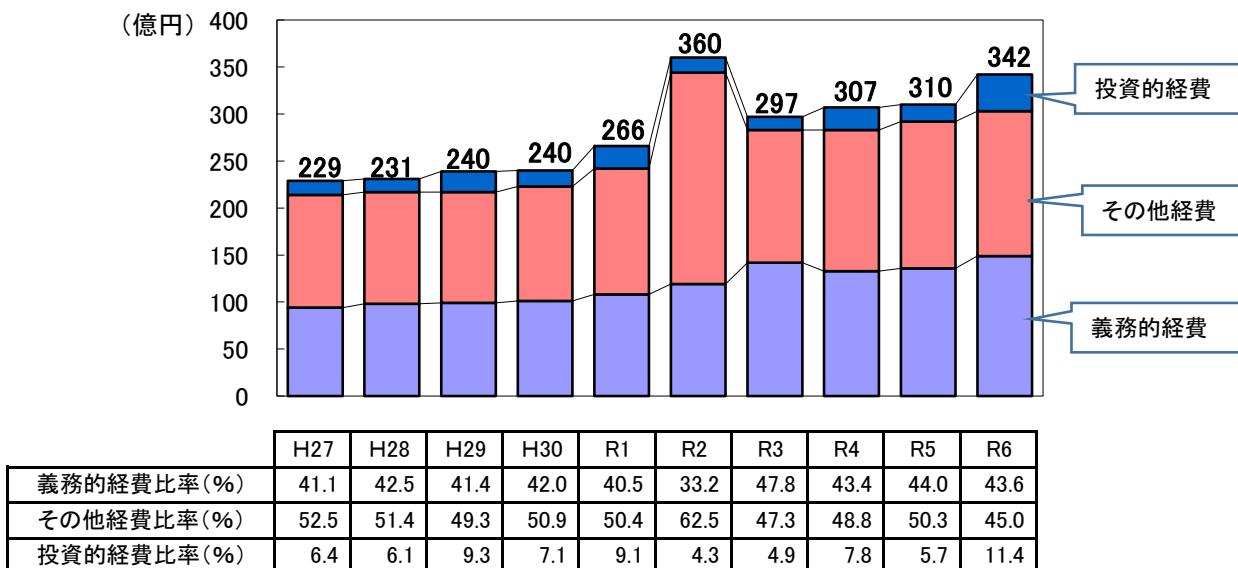
◆歳出決算額(目的別)の推移(図5)



「性質別」歳出決算額の割合の推移では、義務的経費が45%程度、物件費などを含むその他経費の比率が45%以上となっており、投資的経費は15%を下回っています。（図6）

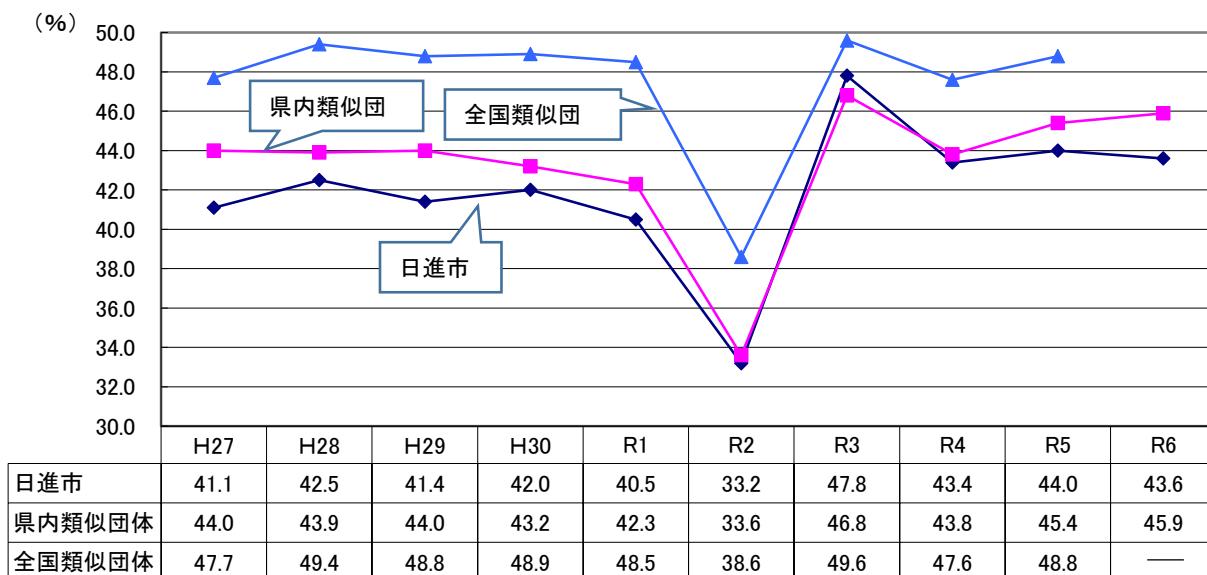
令和6年度は、道の駅整備工事や公共施設LED化工事の増加などにより、投資的経費が増加しました。

#### ◆歳出決算(性質別割合)の推移(図6)



本市の義務的経費の推移を全国及び県内類似団体と比較すると、おおむね同程度となっています。（図7）

#### ◆義務的経費比率の推移:類似団体比較(図7)



### (3) 経常収支比率の推移

経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費、物件費及び補助費等のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）に占める割合をいいます。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。

図式化すると図8のようになります。

#### ◆経常収支比率の図式化（図8）

歳入	定期的な収入		臨時的な収入	
	一般財源(A)	特定財源	一般財源	特定財源
歳出	定期的な支出		臨時的な支出	
	一般財源(B)	特定財源	一般財源	特定財源

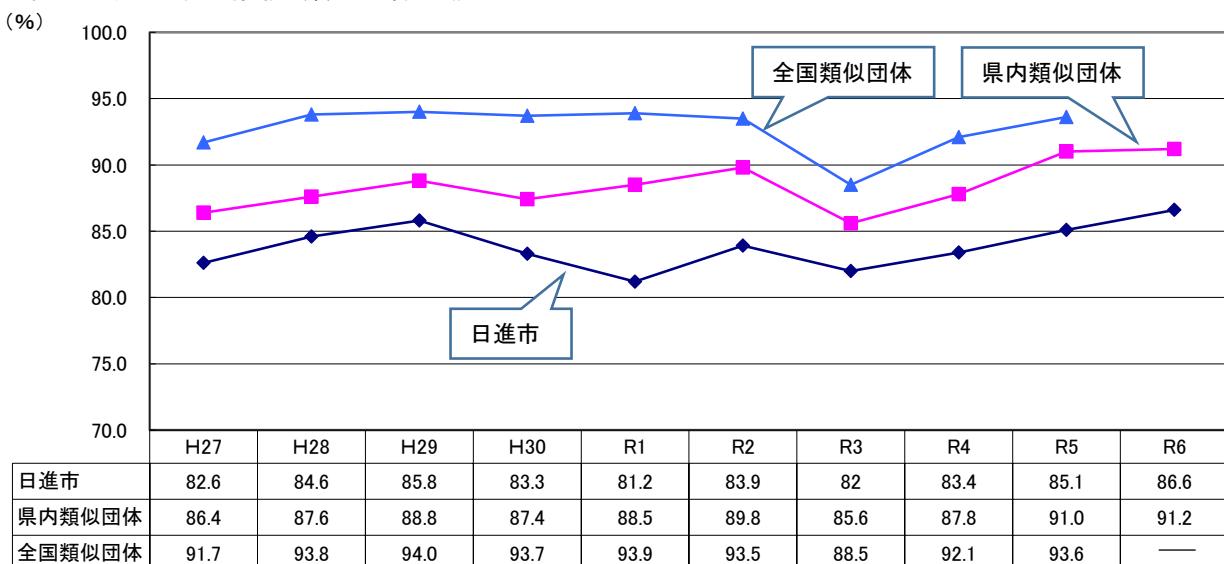
$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{定期的な支出に充当した一般財源(B)}}{\text{定期的な一般財源の収入(A)}}$$

経常的経費に充当した経常一般財源が少ないほど、つまり経常収支比率が低いほど経常余剰財源が大きくなるため、普通建設事業のような臨時的経費に多く充当することができ、財政構造に弾力性があるといわれています。

本市の経常収支比率は平成27年度以降、85%前後で推移していますが、令和6年度は人件費や補助費等の増加などにより1.5ポイント増加しました。人口増加や高齢化、事務の多様化により、経常的経費の増大は今後も続く見込みであり注意が必要です。

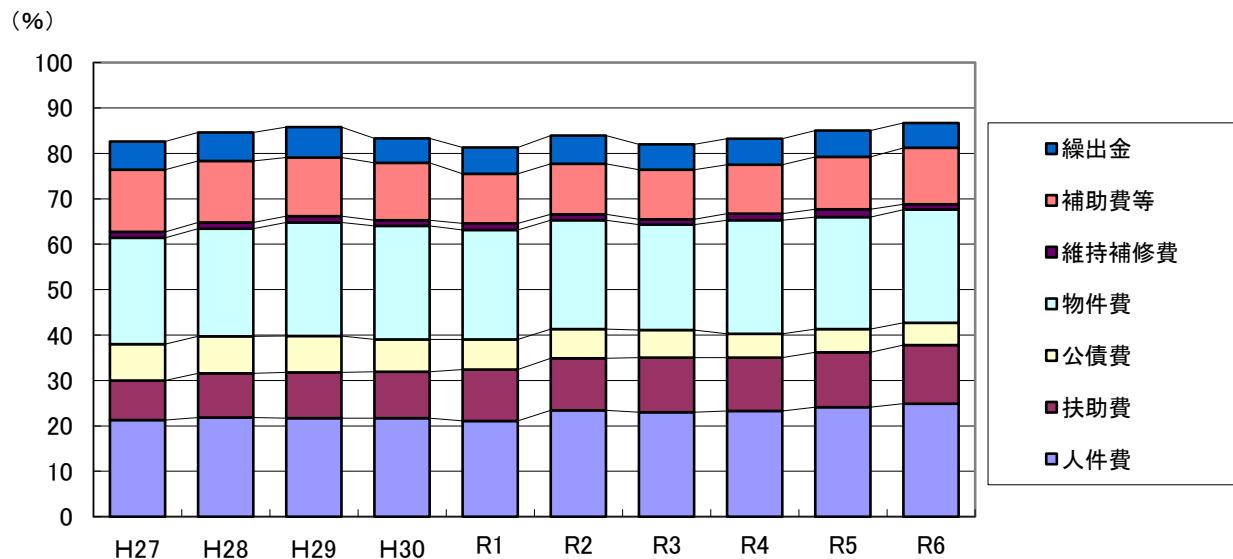
過去10年の推移を全国及び県内類似団体比較すると、全国類似団体よりは低い数値にあり、県内類似団体についても平成27年度以降、低い数値で推移しています。（図9）

#### ◆経常収支比率の推移:類似団体比較(図9)



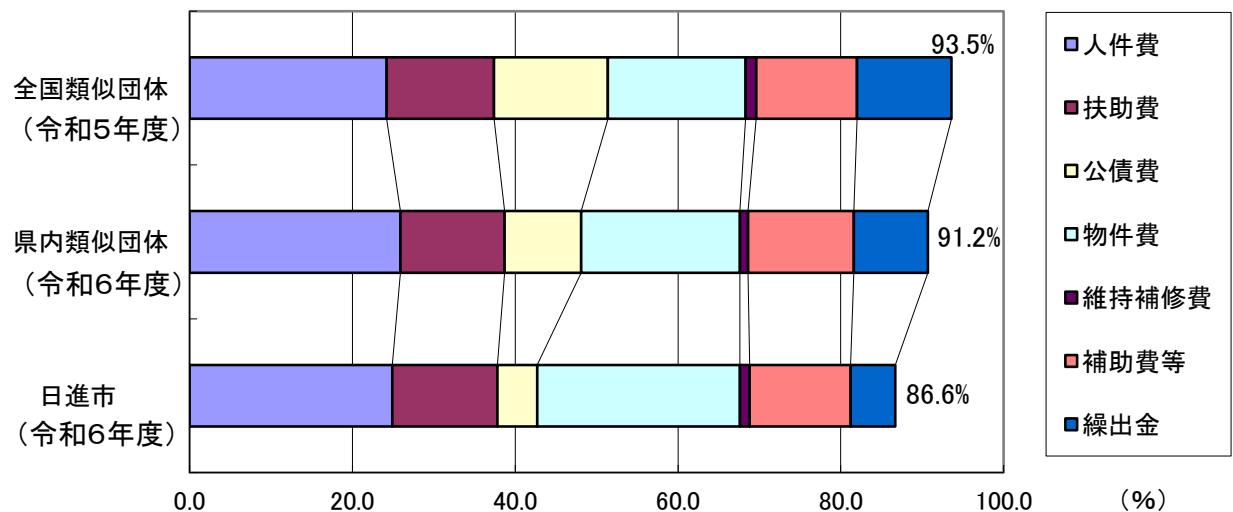
本市の過去10年間における性質別の経常収支比率の推移は、図10のようになります。人件費、扶助費、物件費及び補助費等の割合が多くなっています。

#### ◆経常収支比率の推移(図10)



令和6年度の性質別の経常収支比率を全国及び県内類似団体と比較すると次の図11のようになります。義務的経費でもある公債費の割合は、全国及び県内類似団体を下回っている一方で、委託料などが含まれる物件費は全国及び県内類似団体を上回っています。

#### ◆経常収支比率の類似団体比較(図11)



## (4) 財政力指数の推移

財政力指数とは、財政の豊かさを表す指標のひとつで、基本的な行政サービスを行うための経費である「基準財政需要額」が、市税などの「基準財政収入額」でどの程度賄えているかを指標化したものです。「基準財政需要額」と「基準財政収入額」はそれぞれ次のように計算されます。

### 【「基準財政需要額」の計算】

消防、土木、社会福祉、教育などといった基本的な行政サービスに係る経費を国勢調査の人口、道路の延長と面積、小中学校の児童・生徒数・学級数、地方債の償還費などの数値（測定単位）を基に、国が定めた一定の単位費用と補正係数をかけて費目ごとに算定し、それらを合計したものとなります。

（令和6年度「消防費」の算定例）

$$\begin{array}{lclclcl} \text{(基準財政需要額)} & = & \text{(単位費用)} & \times & \text{(測定単位)} & \times & \text{(補正係数)} \\ 1,198,727\text{千円} & = & 11,800\text{円} & \times & 91,520\text{人} & \times & 1.110 \end{array}$$

### 【「基準財政収入額」の計算】

住民税や固定資産税などの法定普通税などの一般的な見込み額である「標準的税収見込額」を計算し、このうち自治体独自に弾力的運用ができるよう25%を「留保財源」として控除します。この控除後の額に地方譲与税などを加えた額となります。

## ◆財政力指数の計算式

$$\text{財政力指数} = \text{基準財政収入額} \div \text{基準財政需要額}$$

通常、単に財政力指数と標記している場合には、上の式で算出された数値の3ヶ年平均です。また、財政力指数が1.00を下回ると、基本的な行政サービスの提供に必要な財源に不足が生じているとみなされます。

そこで、国がこの財源不足を補う地方交付税制度があります。この普通交付税は、全国どこの地方公共団体においても基本的な行政サービスの提供が求められる一方で、その財源となる税収等は個々の地方公共団体の経済事情等により異なることから、基本的な行政サービスを提供するための財源が不足する団体に交付されるものです。

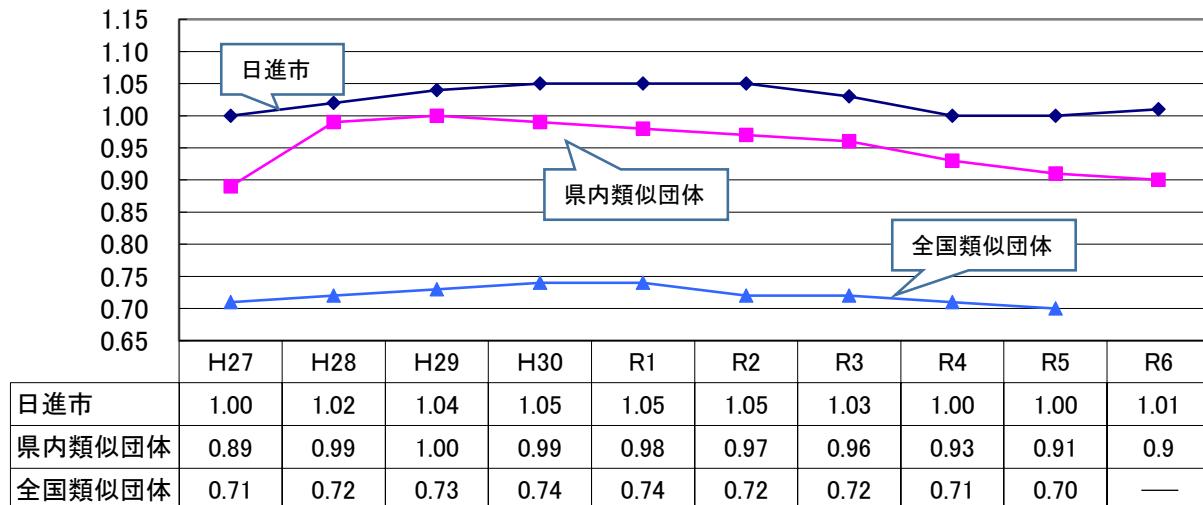
ただし、普通交付税は全国一律の基準で算定されるため、各団体の事情が詳細に反映されておらず、「基準財政需要額」と実際の必要経費とは必ずしも一致しません。

なお、本市は令和6年度は普通交付税を交付されていない不交付団体となっています。（令和6年度の不交付団体数は、全国1,718市町村中75団体です。）

## ◆財政力指数の推移

本市の財政力指数の推移を全国及び県内類似団体の財政力指数の平均推移と比較すると次のようになります。いずれの年度においても全国及び県内類似団体の数値を上回っています。（図12）

### ◆財政力指数(3ヶ年平均)の推移:類似団体比較(図12)



## (5) 市債及び債務負担行為の推移

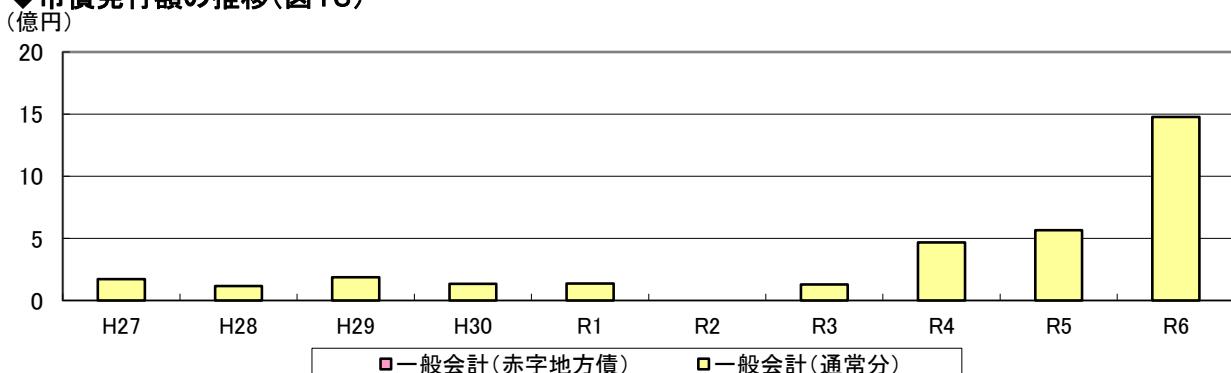
市債は、地方公共団体が担う住民全体の恒久的な福祉向上（道路、学校、公園、下水道などの都市基盤となる施設）に活用される重要な財源です。

本来、地方財政法第5条で、地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもって、その財源としなければならないと定められていますが、同条の但し書きにおいて、学校建設など公共用施設の建設事業のように、一時的に多額の支出を余儀なくされるような場合は、学校など公共用施設は数十年に渡って利用可能だから、将来世代にも負担してもらい世代間の公平を図るために市債の発行が認められています。

また、例外規定として単年度の財政力指数が1.00を下回り、通常の歳入が歳出に対して不足する場合、その不足分を補てんするために「臨時財政対策債」を発行することができます。ただし、「臨時財政対策債」は、本来現在の世代が負担すべきものを将来に先送りすることになることから、その発行はより慎重に行う必要があります。

過去10年間における市債の発行状況の推移は（図13）のとおりです。今後も、計画的な借入れに努め、財政の硬直化を招かないように十分配慮していきます。

### ◆市債発行額の推移(図13)



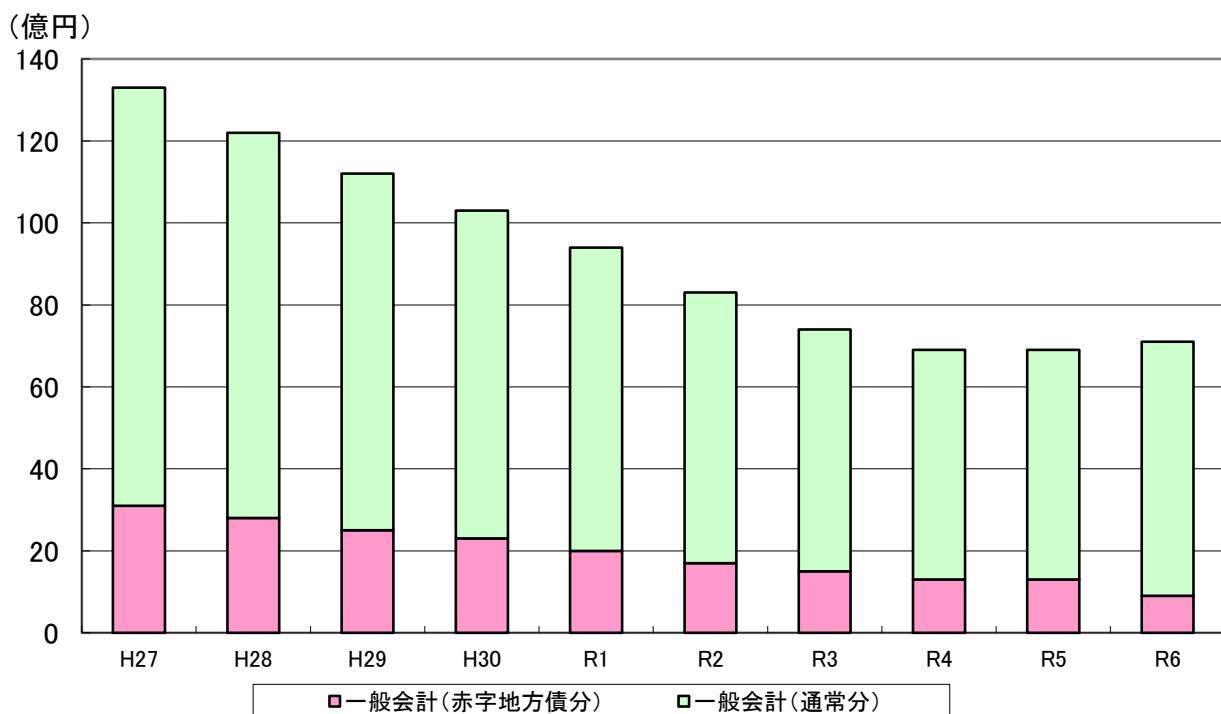
一般会計における令和6年度末の市債残高は、71億2,546万7千円（前年度対比5億5,757万1千円、8.5%増）、うち赤字地方債分8億9,076万1千円（前年度対比1億8,243万4千円、17.0%減）、市民1人当たり（令和6年末人口94,260人）に換算すると7万5,594円、うち赤字地方債分9,450円となります。

過去10年の推移は、一般会計の市債残高は平成26年度をピークとして減少傾向にありましたが、令和6年度末は微増となりました。

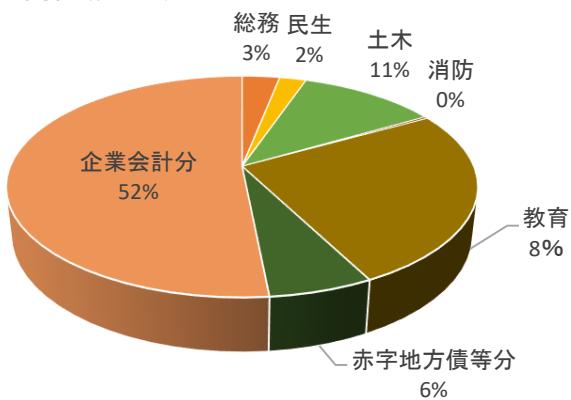
今後も、計画的な借り入れに努め、財政の硬直化を招かないようになります。（図14）

なお、令和6年度末時点の市債残高における分野別割合は図15のようになります。

#### ◆市債の残高推移(図14)



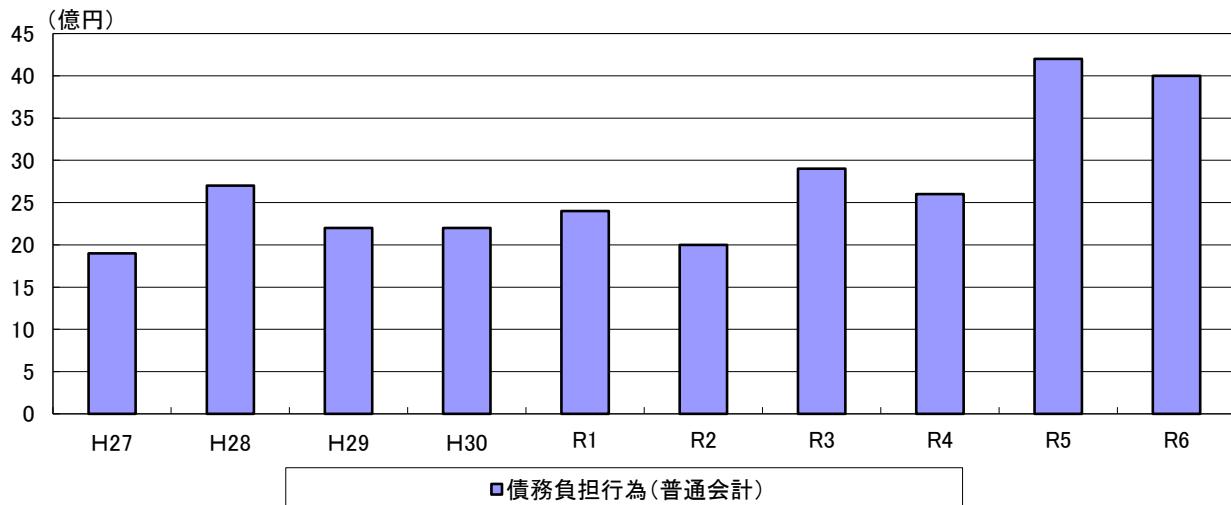
#### ◆令和6年度末市債残高分野別割合(図15)



また、市債と同じように将来の財政支出を拘束するものとして、債務負担行為があります。これは、複数年度にまたがる大きな工事の請負や土地・建物等の物件購入、施設の指定管理などについて、議会の議決を得て翌年度以降の支払を約束したものです。

本市の債務負担行為は主に、市民会館やスポーツセンター等の施設の指定管理及び土地開発公社による土地の代行取得によるものです。土地の代行取得とは公社が市に代わって土地を取得し、市がこれを概ね5年程度で買い戻していくもので、市債の対象とならない用地取得事業に利用しています。（図16）

#### ◆債務負担行為の推移(図16)

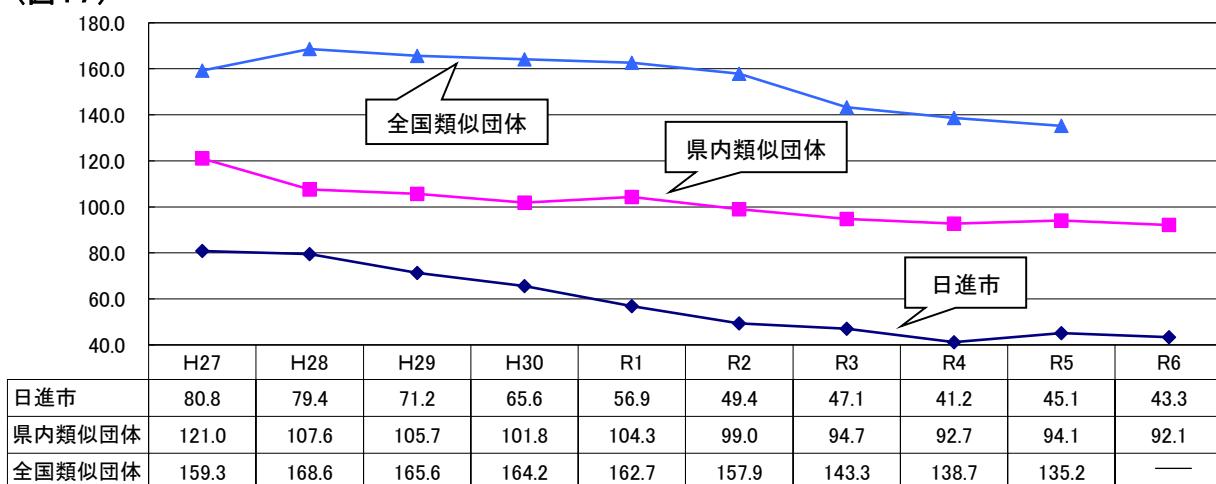


令和6年度の一般財源等に対する市債と債務負担行為の年度末時点での残高の割合は、全国類似団体と比較すると低くなっています。県内類似団体と比較しても、低くなっています。（図17）

市債や債務負担行為は、1年当たりの負担は少なくなりますが、財源を複数年で負担するため、現段階での財政の健全性だけをみて、安易に残高を増加させないよう、将来の財政状況を考慮しながら慎重に計上していく必要があります。

#### ◆市債及び債務負担行為残高の一般財源等に対する割合の推移類似団体比較

(図17)

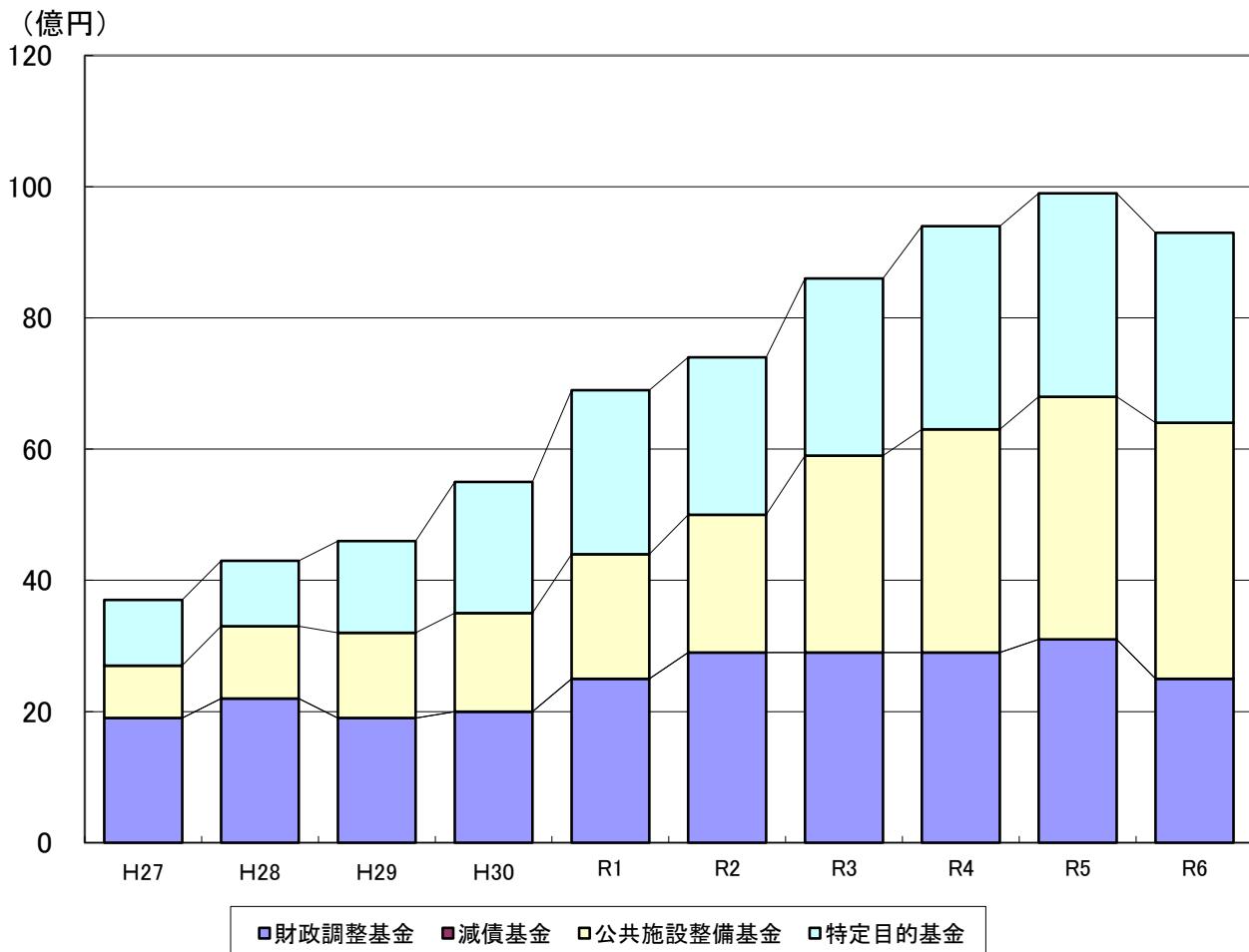


## (6) 基金の推移

基金には、大別して特定の目的のために積み立てる特定目的基金と、年度間の財源の不均衡を調整し、将来にわたって安定的な財政運営のために積み立てる財政調整基金があります。

平成27年度以降は公共施設整備基金や特定目的基金を積み立てたことにより基金残高が増加傾向にありました。令和6年度は公共施設整備基金を積み立てましたが、財政調整基金を取り崩したため減少しています。（図18）。

### ◆基金残高の推移(図18)



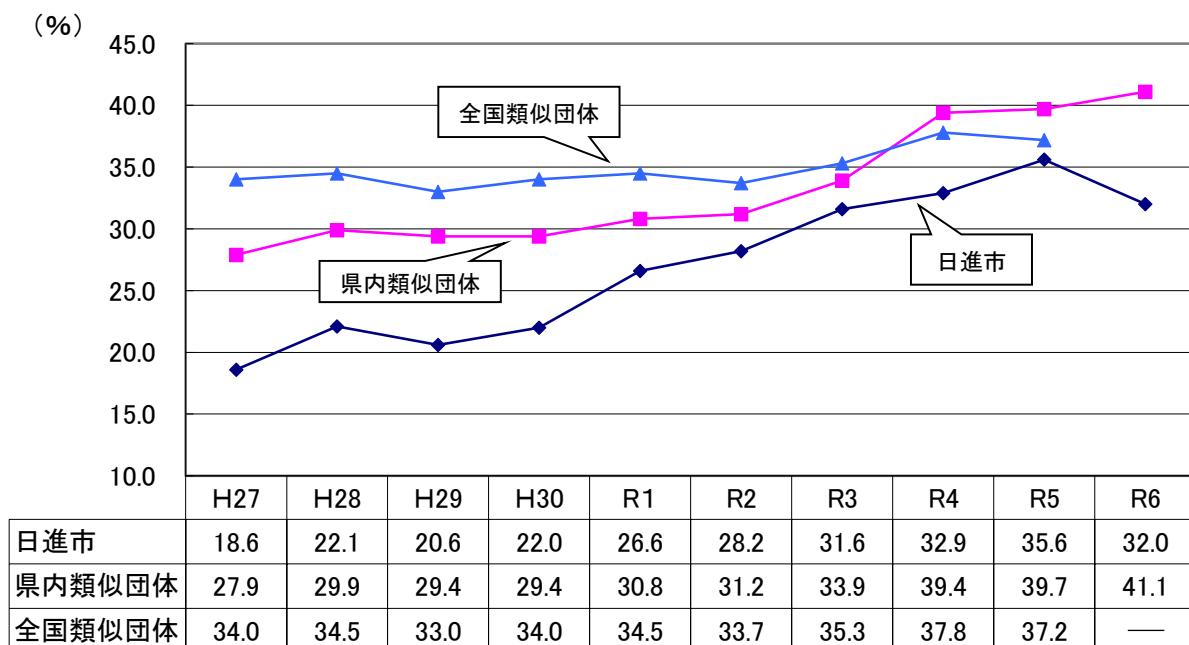
次に、本市の一般財源等に対する基金残高の割合（基金残高／一般財源等）を全国及び県内類似団体と比較します。（図19）

本市の一般財源等に対する基金残高の割合は、平成27年度以降積み立てを行ってきたことにより増加してきましたが、令和6年度は減少し、全国及び県内類似団体より低い数値となっています。

基金の中でも財政調整基金は、将来の歳入歳出の急な変動に対応するために積立が必要となるものであり、本市の財政構造に最適な水準になるように積み立てていく必要があります。

財政調整基金は、令和6年度に約5.6億円を取り崩し、県内類似団体の平均が20.7%であるなかで、本市は12.8%と類似団体平均を下回っています。

#### ◆基金の一般財源等に対する割合：類似団体の推移（図19）



## (7)財政健全化指標

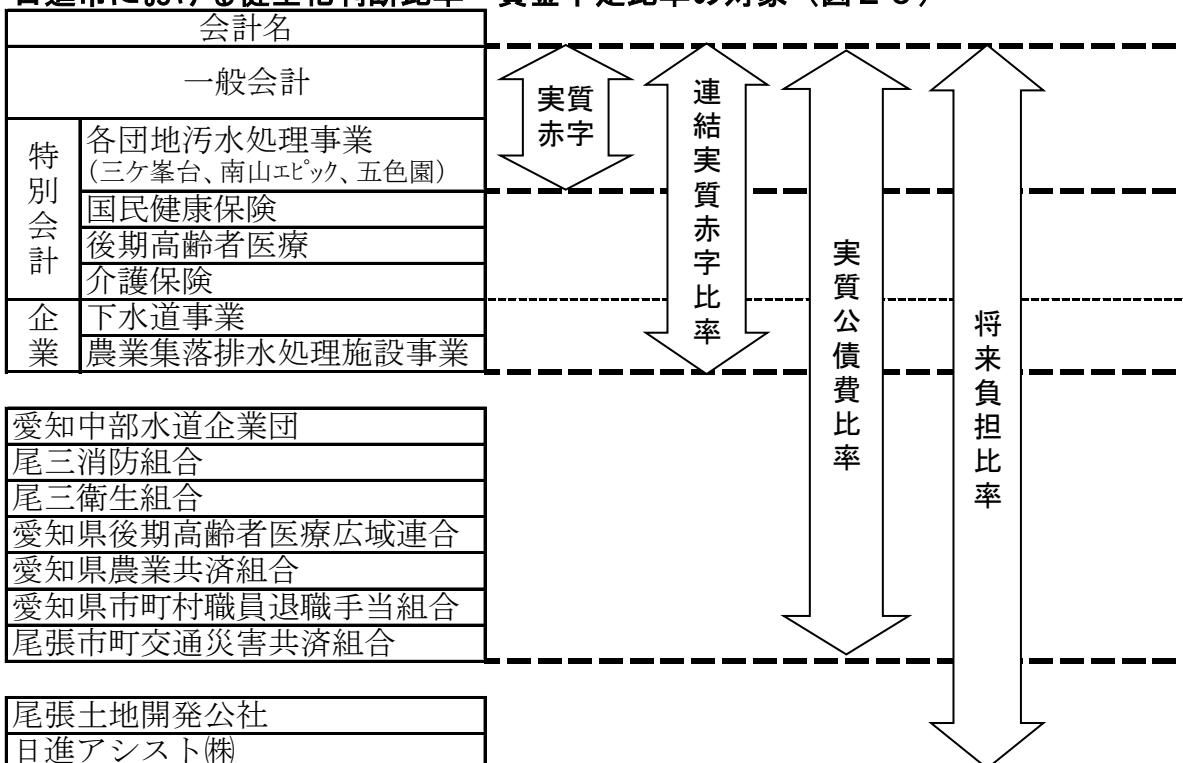
平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「財政健全化法」という。）が公布され、地方公共団体の財政の健全化に関する指標を議会へ報告した後、住民へ公表することが義務付けられました。また、下水道事業など公営企業会計についても指標を設け同様の報告と公表が義務付けられました。

財政健全化法の公布以前は財政再建法がありましたが、財政再建法ではいきなり財政再建団体（例 夕張市）となり、破綻前に健全化を図る段階がありました。財政健全化法では、自治体の財政状況を指標化し、早期健全化基準と財政再生基準の2つの基準を設けることで、財政の悪化を早期に発見し、基準を超えた場合には、財政健全化計画を策定し、自主的に歳出の抑制や歳入の確保に取り組むこととされました。

また、財政の悪化状況を把握する範囲も、地方公共団体の本体だけでなく、地方公営企業や一部事務組合、第三セクターなども加えられました。（図20）

本市の場合、令和6年度決算時点で4つの指標のうち実質赤字、連結実質赤字ではなく、将来負担比率は算定されません。また、実質公債費比率は、早期健全化基準を下回っています。

日進市における健全化判断比率・資金不足比率の対象（図20）

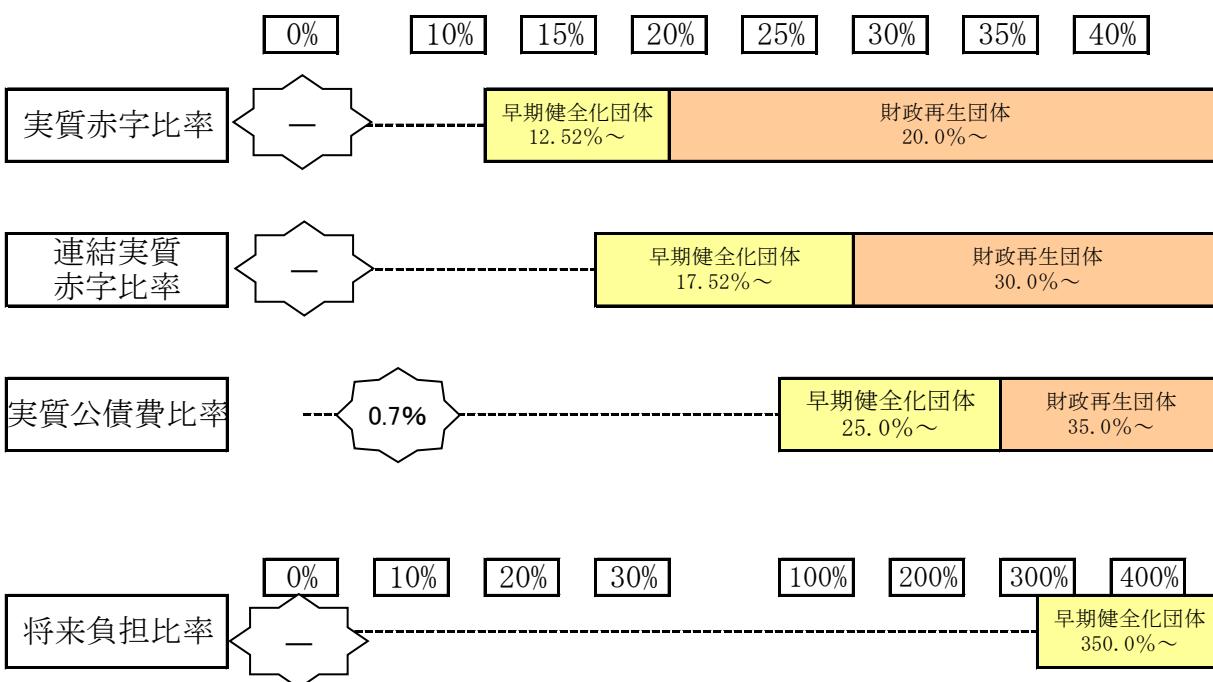


## 健全化判断比率

指標	日進市	県内類似団体	早期健全化基準	財政再建基準
実質赤字比率	-	-	12.52%	20.0%
連結実質赤字比率	-	-	17.52%	30.0%
実質公債費比率	0.9%	3.6%	25.0%	35.0%
将来負担比率	-	43.7%	350.0%	

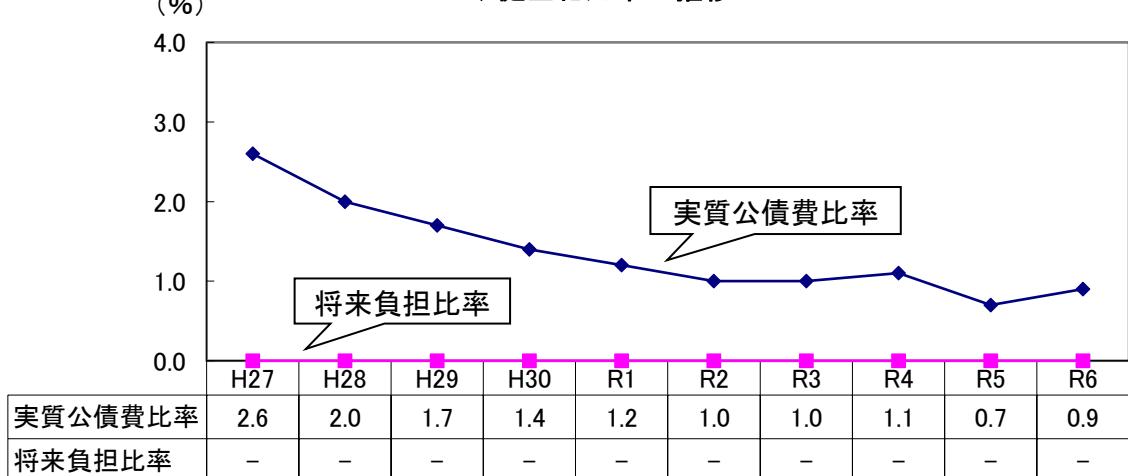
※「-」は、赤字額がないこと及び負担比率が算定されないことを意味しています。

※早期健全化基準は日進市の数値であり、自治体により異なります。



(%)

### ◆健全化比率の推移



また、公営企業ごとの財政状況を示す指標として資金不足比率が設けられました。これは、料金収入などから生じる利益等に対してどの程度資金が不足しているかを示す指標です。

本市の公営企業には、下水道事業と農業集落排水処理施設事業がありますが、いずれの事業も資金の不足額は生じていません。

事業名	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業	-	20.0%
農業集落排水処理施設事業	-	20.0%

※ 「-」は、資金不足額がないことを意味しています。

## ◆用語

### 実質赤字比率

普通会計の実質赤字額の標準財政規模等に対する比率のことです。

### 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率のことです。

### 実質公債費比率

公債費、公債費に準ずる債務負担行為、一部事務組合負担金に含まれる公債費等の標準財政規模等に対する比率のことで、18%以上になると、地方債の発行に際し許可が必要となり、さらに25%以上になると単独事業に係る地方債が制限され、35%以上になるとこれらに加えて一部の一般公共事業債等についても制限されます。

### 将来負担比率

地方債残高、公債費に準ずる債務負担行為支出予定額、負担金として支出予定の一部事務組合地方債残高等の標準財政規模等に対する比率のことです。

### 早期健全化基準

自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準であり、財政の状況が悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に、実質赤字比率は実質赤字を解消すること、ほかの3つの健全化判断比率は早期健全化未満とすることを目標として財政健全化計画を定めることとされています。

### 財政再生基準

自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準であり、財政の状況が著しく悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に、実質赤字比率は実質赤字を解消すること、他の2つの健全化判断比率は早期健全化未満とすること等を目標として財政再生計画を定めることとされています。

## (8)全国類似団体

人口、産業構造の2要素の組み合わせによって、都市を16の類型に、町村を15の類型に分類し、各類型の中から標準的な財政運営を行っている団体を抽出し財政指数の平均値を各類型別に取り上げたものです。

本市は、平成5年度までは町村Ⅷ-4、平成6・7年度は都市Ⅰ-5、平成8年度から平成17年度まではⅡ-5、平成18年度から平成22年度まではⅡ-3、平成23年度から平成26年度まではⅡ-1、平成27年度以降Ⅱ-3に分類されます。

全国の類似団体は以下のとおりです。

類似団体類型 都市		産業構造区分			
		Ⅱ次、Ⅲ次90%以上		Ⅱ次、Ⅲ次90%未満	
		Ⅲ次65%以上	Ⅲ次65%未満	Ⅲ次55%以上	Ⅲ次55%未満
人口区分	50,000人未満	I-3	I-2	I-1	I-0
	50,000～100,000	II-3	II-2	II-1	II-0
	100,000～150,000	III-3	III-2	III-1	III-0
	150,000以上	IV-3	IV-2	IV-1	IV-0

### 類似団体一覧（Ⅱ-3）

北海道	茨城県	千葉県	富山県	愛知県	大阪府	奈良県	佐賀県
室蘭市	龍ヶ崎市	茂原市	射水市	津島市	泉大津市	大和高田市	鳥栖市
千歳市	笠間市	東金市	石川県	尾張旭市	貝塚市	大和郡山市	長崎県
恵庭市	牛久市	四街道市	七尾市	日進市	柏原市	天理市	大村市
北広島市	守谷市	袖ヶ浦市	野々市市	清須市	摂津市	桜井市	熊本県
石狩市	那珂市	白井市	福井県	北名古屋市	高石市	香芝市	荒尾市
青森県	栃木県	東京都	敦賀市	長久手市	藤井寺市	和歌山県	合志市
むつ市	日光市	国立市	山梨県	京都府	泉南市	橋本市	鹿児島県
岩手県	下野市	福生市	甲斐市	舞鶴市	四條畷市	岩出市	薩摩川内市
宮古市	埼玉県	柏江市	岐阜県	亀岡市	交野市	島根県	姶良市
滝沢市	飯能市	東大和市	瑞穂市	城陽市	大阪狭山市	浜田市	沖縄県
宮城県	東松山市	清瀬市	静岡県	向日市	阪南市	香川県	名護市
塩竈市	蕨市	武蔵村山市	伊東市	長岡京市	兵庫県	坂出市	豊見城市
名取市	志木市	稻城市	御殿場市	八幡市	芦屋市	福岡県	
多賀城市	和光市	羽村市		京田辺市	豊岡市	直方市	
富谷市	桶川市	あきる野市		木津川市		小郡市	
	北本市	神奈川県				宗像市	
	八潮市	逗子市				太宰府市	
	蓮田市	綾瀬市				古賀市	
	幸手市					福津市	
	鶴ヶ島市					那珂川市	
	日高市						
	吉川市						
	白岡市						

※ 愛知県内のみR6年度時点の一覧、他はR5年度時点の一覧



**令和6年度日進市の財政状況  
令和7年10月**

**発行：日進市**

**編集：日進市総務部財務政策課**

**住所：〒470-0192**

**愛知県日進市蟹甲町池下268番地**

**HP : <http://www.city.nisshin.lg.jp>**

